

(お知らせ)

令和 2 年 5 月 5 日
教 育 委 員 会

新型コロナウイルス感染拡大防止のための市立学校・園の
臨時休業期間の延長と学習保障，教育活動再開に向けた準備等について

本市では，全市立学校・幼稚園において，当面，5月17日（日）までを臨時休業期間としておりましたが，緊急事態宣言が延長され，京都府知事からの休止要請も5月31日（日）まで延長されたことに伴い，本市立学校・幼稚園についても，次のとおり臨時休業期間を延長することとします。

1 臨時休業の延長期間等

(1) 延長期間

京都府知事からの特措法に基づく休止要請を踏まえ，学校保健安全法第20条に基づく臨時休業を，5月31日（日）まで延長します。

※なお，今後の本市域の感染状況等を踏まえ，期間を変更することがあります。

(2) 特例預かり等の実施について <幼稚園，小学校，義務教育学校(前期課程)，総合支援学校>
御家庭でお過ごしいただくことへの御協力を呼びかけつつ，引き続き実施します。

2 学習保障に向けた取組の充実

臨時休業期間の延長に伴い，子どもたちの学習保障，健康・生活面での支援のため，主に，次のような取組を充実します。

(1) 現在～5月17日（日）まで：「家庭学習の充実」期間

- ア 4月28日（火），5月12日（火）（予定）に教科書準拠の家庭学習課題を，教育委員会が作成し，学校を通じて各家庭に配布するなど充実。
- イ 家庭学習等の状況を家庭訪問や電話等で確認・指導するなど充実（週1回程度）。
- ウ K B S 京都の教育特別番組や学校ごとの学習動画を順次配信。

(2) 5月18日（月）～31日（日）まで：「教育活動の再開に向けた準備」期間

- ア 上記（1）アに加え，K B S 京都の放送充実（5月18日（月）から放送予定。小1～小3分も追加等。），京都新聞ジュニアタイムズでの特別紙面の継続。
- イ 希望制による「学習相談・面談」を，分散等，感染防止策を徹底して設定。
（準備が整う学校は，5月17日（日）以前から実施。状況に応じて，任意の「登校日」等も検討。）
- ウ 特に，中3生には「学習相談・面談」等の積極的利用の働き掛け。また，小1・小6にも配慮した設定を検討。
- エ 「学校（学級）ポスト（※）」の設置
※ 小・中学校で，児童生徒が，課題を提出したり，質問を投函できる「学校（学級）ポスト」を設置し，家庭学習の状況把握と指導を進める。